

序 章 県土の景観づくりに向けて

序 章 県土の景観づくりに向けて

県土景観の特性

関東平野北部の雄大な田園空間の広がりの中、眺望に優れた那須・日光連山や自然豊かな鬼怒川・那珂川等の河川に恵まれた栃木県は、首都近郊にあってとりわけ美しい自然景観を残している。

また、古くは江戸とみちのくとを結ぶ交通の要衝でもあった本県は、世界遺産に登録された日光の社寺をはじめとして、足利学校・ばん阿寺周辺の史跡や栃木蔵の街の伝統的な街並みに至るまで、数々の歴史文化景観を誇りとしている。

特に、豊かな里山や田園の自然が四季折々に織りなす風景は私たち日本人の原風景とも言える景観である。

先人たちが引き継いできたこれらの景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育む県民共有のかけがえのない財産である。



しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化あるいは経済優先の開発などにより、先人から受け継ぎ、親しまれてきたこれらの自然景観や歴史文化景観が損なわれつつある。

“ふるさととちぎ”の優れた景観を守り育て、更には美しい街並みを新たに創り出し、将来の世代に継承していくことは私たちの責務である。

美しいまち・むらが人を惹きつけるのは、そこに住む人々が積み重ねてきた生活や文化が醸し出す風景が共感と呼ぶからである。

誰もが美しいまち・むらに生まれ育ち、住み続けたいと願っている。それを具体化するには、県民が景観づくりへの理解と関心を深め、景観づくりを地域のまちづくり活動へと広げることが必要となる。さらには、県内各地域における主体的な取り組みを全県下に波及させ、県民一人一人の景観づくり活動へとつなげていかなければならない。

栃木県景観形成基本方針 前文（抄）より

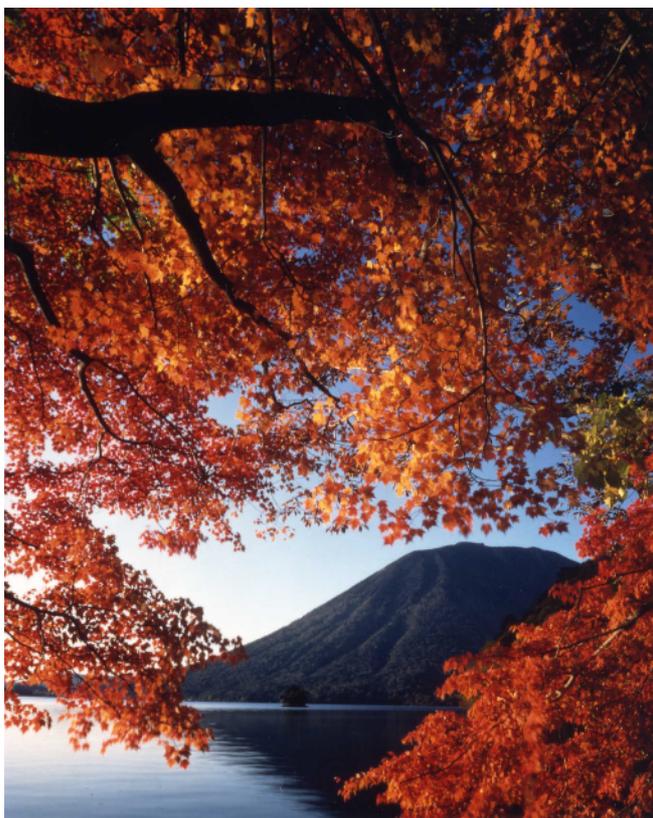


景観形成の基本目標

1. 栃木の美しい景観を守り育て、後世に伝える

首都圏有数の恵まれた美しさを持つ県土の自然景観や先人たちが長年にわたり築き上げてきた歴史文化景観を保全することが、かけがえのない美しい県土を未来に継承していくことにつながる。

これらの景観が祖先から受け継がれ、かつ将来の世代に継承すべき県民共有の財産であることを認識し、県民として守り育てていく。



2. 美しい栃木の県土づくりを戦略的に行う

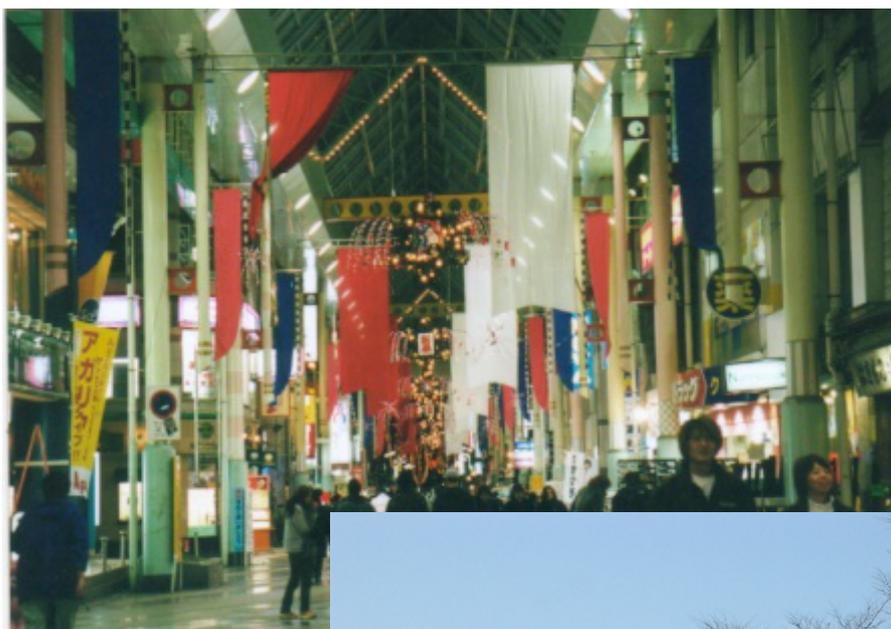
景観づくりは、まちづくりや地域づくりを通して、地域の特性を生かしながら、戦略的な県土づくりを進めていく手法といえる。

「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」にふさわしい環境共生に配慮した新たな景観を創造するため、「みちづくり」や「まちづくり」等の社会資本整備の際には、景観形成の視点から美しい県土づくりの戦略的な展開を図り、本県のイメージアップを推進していく。



3 . 景観づくりを地域のまちづくりに生かす

景観づくりは住民参加で取り組むべき共同作業であり、その作業は、様々な議論や合意を経て共通の意志を見出していく過程である。それぞれの地域で創意工夫を生かしたまちづくりが求められており、県民、事業者及び市町村と連携して、景観施策を取り入れた美しく個性的な地域のまちづくりを進めていく過程の中で、地域の連帯感を醸成し、各々が参加意識を持ったまちづくりを実現していく。



4．快適な都市等の生活空間づくりを目指す

地域の人々が楽しく暮らし、学び、働き、遊び、交流する生活空間としての機能、つまり人間中心の考え方が景観づくりに生かされ、生活者や来訪者に心地よく豊かな環境を提供する。

都市や農山村を、そこに住む人々が積み重ねてきた生活や文化などの風景を生かし、誇りを持てるような快適で魅力的な空間とし、また、都市住民と農山村住民との交流の促進につながるような、各々の快適さを際立たせる生活空間づくりを目指していく。